短期社債振替制度に係る手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

短期社債に関する業務規程第59条の規定に基づく 手数料の料率は、次のとおりとする。この場合、発行者、 発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座 管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税 の相当額を加算して機構に納入するものとする。

制度参加

手数料 項目	徴収対 象者	内容	徴収 基準時	課金 方法	手数料	備考			
口設びテ続 座金シム準 数 手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
システ ム接続 準備手 数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
端	機入行合端利短債制外構度加いにる。 構・(W末用期振度ののにしる) 加発統bbを、社替以機制参て者限	継な接よス資用的末にシム利	(月1回)	短債シム管のご額 社替テ務者ID定	1 業 雅 祖 E E E E E E E E E E E E E E E E E E				
	機入行記当者く。 加発 <u>上該る除</u>	継な接よス資用統端続るテ源的末にシム利	(月1回)	1 接線額	1回つ万月 接線き円	・複設ても回1あ1/な末数置い接線つれ万月る。を台して続がでば円と			
間座機額 接管関負 金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(略)

注.発行代理人・支払代理人について別途記載のない場 合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。

この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。

旧

短期社債に関する業務規程第59条の規定に基づく 手数料の料率は、次のとおりとする。この場合、発行者、 発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座 管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税 の相当額を加算して機構に納入するものとする。

. 制度	度参加					
手数料 項目	徴収対 象者	内容	徴収 基準時	課金 方法	手数料	備考
口設びテ続 座金シム準備 手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
システ ム接続 準備手 数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
端末接続料	(新設)					
	機構加 入行者	継な接よス資用的末にシム利	(月1回)	1 接線額	1 回つ万月	・複設ても回1あ1/な味数置い接線つれ万月るを台して続がでば円と
間座機額令日理定担	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

注.発行代理人・支払代理人について別途記載のない場 合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。